第八十七条第三項の表平成二十九年度以後の年度に属する月の月分の項中「以後の年度」を「及び平成三十年度」に改め、同表に次のように加える。

平成三十一年度以後の年度に属する月の月分	一万七千円

第八十七条の二第二項中「除く。）」の下に「又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　被保険者は、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第百六条第一項及び第百八条第二項において「出産予定日」という。）の属する月（以下この条において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条第一項中「被保険者（」の下に「前条及び」を加える。

第百六条第一項中「国民年金手帳」の下に「、出産予定日に関する書類」を加える。

第百八条第二項中「定める給付の支給状況」の下に「、被保険者の出産予定日」を加える。

第百九条の十二の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条第二項を削る。

第百九条の十三を第百九条の十五とし、第百九条の十二の次に次の二条を加える。

（厚生労働大臣と機構の密接な連携）

第百九条の十三　厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

（研修）

第百九条の十四　厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第五条第十一項中「第八十八条の二」に改める。

附則第九条の五第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七条の三第一項中「物価変動率」の下に「（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十七条の四第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第二十七条の五第二項第一号中「とき」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき　名目手取り賃金変動率

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「（第四十三条の五において「基準年度」という。）」を加える。

第四十三条の四第一項中「第一号及び」を「、調整率（第一号に掲げる率に」に改め、「得た率」の下に「（当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項第一号中「可処分所得割合変化率に前項各号」を「イに掲げる率にロ」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ　可処分所得割合変化率

ロ　調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ　名目手取り賃金変動率

第四十三条の四第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び前項各号」を「前号イに掲げる率及び同号ロ」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　可処分所得割合変化率

二　調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三　名目手取り賃金変動率

第四十三条の四第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かかわらず」の下に「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一　平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二　特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

第四十三条の五第一項を次のように改める。

調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二　調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号ロ及び第三項第二号において同じ。）を乗じて得た率

第四十三条の五第二項第一号中「可処分所得割合変化率に調整率」を「イに掲げる率にロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ　可処分所得割合変化率

ロ　調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）